

# 知的・発達障害成人の選挙をめぐる現状と課題

—保護者を対象とした意識調査から—

大井ひかる・成田 泉・島田 明子・水内 豊和

## 知的・発達障害成人の選挙をめぐる現状と課題

—保護者を対象とした意識調査から—

大井ひかる<sup>1)</sup>・成田 泉<sup>1)</sup>・島田 明子<sup>1)</sup>・水内 豊和

### Issues about Election for Persons with Intellectual and/or Developmental Disabilities: Questioner Survey for Their Caregivers

Hikaru OI, Izumi NARITA, Akiko SHIMADA & Toyokazu MIZUUCHI

#### 摘要

公職選挙法改正に伴い、選挙権が満18歳を迎えた者に対して与えられるようになった。それにともない、これまで以上に学校在学時からの充実した主権者教育が必要となる。障害者にはその特性に合った支援が提供されるべきであるにもかかわらず、これまでに知的障害者と選挙に関する研究はほとんどなされていない。本研究では、実際に選挙権のある知的障害・発達障害のある成人が選挙に直面したときにどのような課題があるのかについて把握することを目的とし、T県の発達障害児等親の会に所属する保護者を対象として質問紙調査を実施した。調査内容は、基本情報、選挙への参加の有無とその理由、候補者を選択する方法、選挙に向けた家庭での対策や練習、知的障害・発達障害者の選挙についての意見・要望である。その結果、知的障害・発達障害者の選挙において、主権者教育では、選挙の投票方法に加えて選挙の意義に関する学習や、政策を理解するための支援が必要であることが示唆された。また、基本的環境整備と合理的配慮に関する検討課題が明らかになった。

キーワード：知的障害、発達障害、選挙

Keywords : person with intellectual disabilities, person with developmental disabilities, and election

#### I. 目的

障害の有無にかかわらず日本国憲法の下、日本国民には等しく参政権が保障されている。しかし重度の知的障害のある人に選挙権が与えられたのは2013年の公職選挙法改正を受けてである。それまでは認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人には、家庭裁判所の選任により、本人に代わり財産管理などをする制度である成年後見制度のもと、「後見人」「保佐人」「補助人」が付けられていたが、もっとも支援レベルの高い「後見人」が付く場合は選挙権が与えられていなかった。

参政権が知的障害者にも当然のこととして保障されることにともない、インターネット上では主として当事者の保護者や福祉・教育関係者らがさまざまな課題を述べている（残念ながら、雑誌記事として知的障害者の選挙について述べているものはほとんどない）。それらによれば、投票手順がわかりにくい、選挙公報が理解できない、事前にポスターなどで投票する候補者を決めていても投票所には候補者の氏名だけで写真がないため誰に投票してよいかわからないなどの意見がみられる。また

第三者に選挙に連れて行かれて自分の意思とは無関係の候補者に投票した事件や、字の書けない施設利用者に対して施設職員がある特定の候補者の名前を書く練習をさせていたことなど、障害や能力、特性をたくみに悪用した不適切な事案も散見される。

一方で、課題に対する取り組みとして、たとえば東京都国立市の知的障害者施設「滝乃川学園」では入所者が候補者を直接知ることのできる機会をつくるために、1981年からすべての選挙で全候補者を招いた「お話を聞く会」を実施している。

選挙権を行使する年齢以前の状況についてみると、知的障害のない児童生徒であれば、小学校からの社会科を中心とした教科学習や教育活動において必然的にかつ系統的に学ぶことができるが、知的障害のある児童生徒においては、障害特性に伴う知的能力や適応行動の困難さゆえにそのような理解の過程を踏むことは容易ではない。しかし生徒たちが卒業後により質の高い社会参加をすることを目指して、具体的な学校生活文脈の中で理解させる取り組みは、知的障害特別支援学校においても、たとえば生徒会役員選挙の取り組みなどでおこなわれて

1) 富山大学大学院人間発達科学研究科

きた（鯉淵，2006）。

ところで、2016年の公職選挙法改正に伴い、これまでは20歳以上に与えられていた選挙権が、満18歳を迎えた者に対して与えられるようになった。このことは現在高等学校在学中もしくは卒業後すぐに選挙権を行使する者が従来比で約240万人急増することを意味する。それにより高等学校においても選挙を志向した具体的な取り組みがなされている。これは知的障害特別支援学校においても例外ではなく、「主権者教育」という名の下、今まで以上に学校段階において知的障害のある生徒たちにどのような指導をおこなうのかについての検討がなされはじめている（栗林ら，印刷中；和田ら，印刷中）。主権者教育とは、『『社会参加に必要な知識、技能、価値観を習得させる教育』の中心である『市民と政治との関わり』を教えること』である（総務省，2011）。また、文部科学省（2016）によれば、主権者教育の一層の推進が必要な背景として「選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に、子供の国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むこと等が重要となっている」としている。

以上より、実際に選挙権のある知的障害・発達障害のある成人が選挙に直面したときにどのような課題があるのかについて把握することは、単に選挙に向けた主権者教育の取り組みを考えるためだけでなく、知的障害・発達障害のある人の生涯にわたる社会参加のあり方を考える上でも重要なことと考える。

したがって本研究では、知的障害・発達障害のある成人を持つ保護者に対し、選挙に関する現状と課題について質問紙調査を通して明らかにすることを目的とする。なお本論では、知的障害者ならびに知的障害を伴う発達障害者（自閉症スペクトラムなど）を総称して、以降、知的障害・発達障害者と記す。

## II. 方法

### 1. 対象

T県の発達障害児等親の会に所属する、知的障害もしくは発達障害のある成人を持つ保護者計30名を対象とした。この対象者の子どもたちは、入院、施設入所、グループホーム入所ではなく、家庭を基盤とした地域生活を営んでいる。対象者には後述する内容の質問紙調査を郵送法にて配布、同封した返信用封筒により回収した。回答があった22名分（回収率73.3%）の調査結果を分析対象とした。対象者の概要を表1に示す。

### 2. 内容

調査の内容は、基本情報（成人当事者の年齢、性別、障害種、療育手帳の有無、最終学歴、現在の仕事、S-M社会生活能力検査）に加え、選挙に関する以下の質問に

表1 対象者の概要

性別	1 男	18	82%
	2 女	4	18%
年齢	1 20歳未満	1	5%
	2 20-24歳	10	45%
	3 25-29歳	7	32%
	4 30-34歳	2	9%
	5 35歳以上	2	9%
障害種	1 MR	8	36%
	2 MR+ASD	8	36%
	3 ASD	6	27%
最終学歴	1 中卒	0	0%
	2 高等部卒	11	50%
	3 高等学校卒	6	27%
	4 専門学校以上卒	5	23%
職業形態	1 無職	1	5%
	2 福祉就労	8	36%
	3 パート・アルバイト	5	23%
	4 一般就労（障害者枠）	7	32%
	5 一般就労（普通枠）	1	5%
療育手帳	1 療育A	3	14%
	2 療育B	12	55%
	3 なし	7	32%
SM検査粗点	1 62-70（SA4歳台）	1	5%
	2 71-80（SA5歳台）	0	0%
	3 81-89（SA6歳台）	2	9%
	4 90-98（SA7歳台）	2	9%
	5 99-105（SA8歳台）	2	9%
	6 106-111（SA9歳台）	3	14%
	7 112-116（SA10歳台）	2	9%
	8 117-121（SA11歳台）	4	18%
	9 122-123（SA12歳台）	1	5%
	10 124以上（SA13歳以上）	5	23%

注）MRは知的障害、ASDは自閉症スペクトラム障害、SAは社会生活年齢を意味する。

ついて自由記述にて回答を求めた。①選挙に行ったかどうか／行っていない場合その理由、②選挙に行った場合、候補者をどのように決めていたか、③選挙に向けて家庭で何か対策や練習などをしていた場合その内容、④知的障害・発達障害者の選挙についての意見や要望。

### 3. 倫理的配慮

研究対象者に対し、書面にて本研究の趣旨、個人情報の保護、得られたデータの取り扱いについて説明し、同意を得た上で実施した。調査は無記名式であり、また回答は任意とした。

## III. 結果と考察

### 1. 選挙への参加の有無とその理由

選挙への参加の有無についてたずねたところ、「選挙に行った」が17人（77%）、「選挙に行かなかった」が5人（23%）であり、回答者の8割近くが選挙に参加した

表2 選挙の候補者を選択する方法（一部抜粋）

自分の意思で決める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネット、テレビや新聞等で情報を得た上で自分で判断した</li> <li>・ 街頭演説やテレビにて情報を聞き、本人の意志で決めたようだ</li> <li>・ 各候補者や政党の主な主張を親が説明し、説明を聞いたうえで決めたようだ</li> <li>・ 自分の意思で決めさせている</li> <li>・ 本人のポリシーに任せている</li> <li>・ 自分で考えて投票した（漢字で名前を書ける人を選んだ）</li> <li>・ 本人の意志で決めているが、誰に投票すればいいか聞くこともある</li> <li>・ いつも自分で考えて記入している</li> </ul>
周囲の人々から意見を聞く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族や仕事仲間との選挙に関する会話の中で考えている</li> <li>・ 職場で選挙の話もしたりしていたらしいが、本人はわからないと悩んでいた</li> <li>・ 親に候補者をどのように決めているかを聞き、それをもとに自分で考えていた</li> </ul>
親が書かせる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親が教えている</li> <li>・ 親と同じ候補者を書かせる</li> </ul>

という結果であった。選挙に行かなかったという回答について、その理由は「用事と重なった」が2人、「親の都合」が2人、「用紙が（選挙区選挙と比例代表選挙の）2枚だと分かりにくい」が1人であった。これらの理由から、選挙に行かなかった理由の多くは家庭や親の事情であり、本人の障害や能力に起因した「選挙への諦め」ではないことが推察された。全体として、対象者は障害者である家族の選挙に対して積極的な傾向をもつことがうかがえた。

## 2. 選挙の候補者を選択する方法

「選挙に行った」回答者のうち「候補者をどのように決めたのか」という質問に対する回答についてまとめたのが表2である。候補者の選び方については、「自分の意思で決める」、「周囲の人々から意見を聞く」、「親が書かせる」の3つのカテゴリーに分類することができた。その中でも「ネット、テレビや新聞等で情報を得た上で（子どもが）自分で判断した」「街頭演説やテレビにて情報を聞き、本人の意志で決めたようだ」などのように、本人の意思で投票する候補者を決めたという回答が比較的多くみられた。また、回答の中には「漢字で名前を書くことのできる人を自分で選んだ」というように自分自身の能力との兼ね合いで決めたという回答もあった。また、「家族や仕事仲間との選挙に関する会話」という回答にみられるように、周囲の人々から意見を聞き、その上で候補者を選んでいるという回答もあった。一方、少数ではあったが、回答の中には「親が教えている」「親と同じ候補者を書かせる」などといったものもあった。

これらの結果から、子どもに候補者を選択させる際、本人の意志を尊重し、自己選択・自己決定をさせることを重視する保護者の姿勢がうかがえた。

## 3. 選挙に向けた家庭での対策や練習

選挙に向けた家庭での対策や練習についての回答をま

とめたのが表3である。結果から、選挙に向けた家庭での対策や練習についての回答は、「選挙の仕方を教える」、「政策について話をする」、「何もしていない」の3つのカテゴリーに分類することができた。

その中でも「候補者の名前を正しく書く練習をしている」「投票所での私語を慎むこと」というように、保護者から直接子どもに選挙の仕方を全般的に教えたという回答が比較的多くみられた。また、「立候補者の名前や党名を確認した」といったように、事前に政策について話し確認するという回答もみられた。一方、「うちでは（選挙のことを）話さない」といったように、選挙に向けた家庭での取り組みをしていないという回答もみられた。これらの結果から、選挙に向けて投票の仕方の対策や練習をしている家庭は多くみられたものの、「なぜ選挙に行くのか」「投票することにはどんな意味があるのか」といったような選挙そのものの意味についてまで子どもに伝えている家庭は少なく、まずは「選挙に参加すること」を大切にしていることが推察される。

## 4. 知的障害・発達障害者の選挙についての意見・要望

知的障害・発達障害者の選挙についての意見や要望をたずねたものをまとめたのが表4である。結果から、障害のある人の選挙についての意見・要望の回答を「選挙を学習する機会を作ることへの要望」、「投票の仕組みの改善に関する要望」「易しい政策説明を導入することへの要望」、「その他」の4つのカテゴリーに分類することができた。

「能力にもよるが事前に練習した方がいいのでは?」「学校で選挙についての学習を取り入れてほしい」というように選挙を練習の場を設けてほしいという要望や、「通路に矢印があればどこに行くか分かりやすい」「立候補者が何に力を入れているか、簡単に説明したものがあればいい」というように、選挙のシステムや政策の提示

表3 選挙に向けた家庭での対策や練習（一部抜粋）

選挙の仕方を教える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・候補者の名前を正しく書く練習をしている</li> <li>・投票所での私語を慎むこと</li> <li>・投票した候補者の名前を人に言わないこと</li> <li>・最初に投票した時は、間違えて名簿の方を投票箱に入れたことがあったので、投票する前に注意を促している</li> <li>・いつも主人と私の間に入れて選挙をしている。漢字をいつも誤りのないように確かめて書いているので、最後には他の人よりも遅れてしまう</li> </ul>
政策について話をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補者の名前や党名を確認した</li> <li>・各立候補者の政策について、私たちの意見を話す機会があった。息子からは意見を求めなかった</li> </ul>
何もしていない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちでは（選挙のことを）話さない</li> <li>・何もせず、自分で理解していた</li> <li>・毎回の様に選挙についてきて、後ろからのぞき込むようにしていたので特に何もしなくても分かっていた</li> </ul>

を分かりやすくしてほしいという要望がみられた。

これらのことから、知的障害・発達障害者が安心して選挙に行けるようにするためにも、学校教育の中などで、事前に選挙の練習ができる場を設けることや、選挙のシステムが分かりやすくなるように、投票所の環境を改善することの必要性が示唆された。

#### IV. 総合考察

##### 1. 学校教育段階における主権者教育について

今回の調査結果から、知的障害・発達障害者の保護者は、知的障害・発達障害者の選挙について、「選挙の仕方を学習する機会を設けること」「選挙における投票の仕組みを改善すること」「政策の内容をわかりやすくすること」の要望をもっていることがわかった。このことから、選挙教育を行う上で、選挙の投票の方法を教えるとともに、選挙の意義について教えたり、政党や候補者の主張を理解するための支援を行ったりする必要があるだろう。特に、それは生徒会活動なども含めたりアリティのある内容であることが望ましく、またそれ以外にも日常生活の中に意図的に、「自己選択・自己決定」の機会を多く取り入れることが必要となるだろう。そのことが選挙の際の「自分で選ぶ」ということにつながると考えられる。また、選挙に関する学習の中で、子どもたちに、「権利」だけを教えるのではなく、「権利」を得ることは同時に「義務」も伴うことも併せて伝える必要がある。そのことにより、自分も社会を構成する一員であることを自覚し、より意欲的に選挙に参加することができるのではないだろうか。

しかし、知的障害・発達障害者の中には、候補者の中から誰に投票するのかを選ぶことができるにもかかわらず、障害特性ゆえに、鉛筆を持って投票用紙へ自筆で記入することが難しい者もいる。そのため、彼らが「意思

表示」の方法を獲得することも、選挙における自己選択・自己決定をするうえで重要なことであり、一人一人にあった方法を、学齢期段階で獲得していくことが必要であると考えられる。

また、主権者教育は、子どもだけでなく、その保護者にも必要だと考える。投票所まで一人で行ける知的障害・発達障害者ばかりではない。彼らと投票所へ一緒に行くことが多いと予想される保護者への働きかけも必要となるだろう。今後は、知的障害・発達障害者やその保護者のニーズを具体的に知り、それらに合った対応を考えていくことが必要であると考えられる。

##### 2. 選挙における基本的環境整備と合理的配慮について

今回の選挙法改正で変わったことは、選挙権が18歳に引き下げられたことだけではない。有権者にかかわる変更点としては、①自治体の判断により、新たに駅や商業施設などの人が多く集まる場所に「共通投票所」を設置することができる。有権者は従来の投票所か、共通投票所のいずれかで投票できる。②期日前投票の時間について自治体の判断により、これまでの午前8時半～午後8時から、午前6時半～午後10時まで拡大できるようになる。③投票所に帯同できる子どもの扱いが、これまで「幼児」に限っていたが、18歳未満に変更される。などがあげられる。①の共通投票所の設置について、普段からよく利用するところが投票所になることは知的障害・発達障害者が投票するハードルを下げの一要因となるであろう。③については、多動や行為障害などがあり保護者が手を離せないためにこれまで投票にいけなかった有権者にとっても有効な方策であるだろう。

また、合理的配慮として、障害者差別解消法などの当事者にかかわる大切な法律などについては、「わかりやすい版」があるように、知的障害・発達障害者の選挙へ

表4 知的障害・発達障害のある人の選挙についての意見・要望（一部抜粋）

選挙を学習する機会をつくることへの要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・能力にもよるが事前に練習した方がいいのではない</li> <li>・学校で選挙についての学習を取り入れてほしい</li> <li>・まず、選挙の仕方から入って行って、紙を折ってその場所に入れることから始まり、候補者は後々だと思ふ</li> </ul>
投票の仕組み改善に関する要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通路に矢印があればどこに行くか分かりやすい。投票箱に折って入れることを分かりやすく表示する</li> <li>・聞かずにできればいいが、「わからないときに聞いてください」みたいな形で誰かについて流れを教えてあげますよと困った時にその場で本人が動きやすい様にしてあげればいいと思ふ</li> <li>・投票所には親と一緒にいって、説明しているが、もし本人だけの場合は介助の方が必要になると思ふ。身体介助だけでなく、知的障害のある方の投票についての介助について、どのように配慮されているのかが分からず、知りたいと思ふ</li> <li>・用紙が2枚あると（2枚目比例区）分からなくなる。委員の方が補助、誘導を少しでもしてくれるとありがたいし、親の補助を認めてほしい</li> <li>・選挙のシステムも、政治や選挙そのものも、知的障害者が理解するのは大変難しいと思ふが、まずは家庭で話題にし、興味を持たせるよう、本人にまだ選挙権のないときから導くことが大事だと考える</li> </ul>
政策についての易しい説明を導入することへの要望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害者に限って言えば、候補者は政策などを分かりやすく書いたものを作成すればいいと思ふ</li> <li>・立候補者が何に力を入れているか、簡単に説明したものがあればよい</li> </ul>

の理解を深めるための配慮が必要であると考えられる。その他、付添人を認めることや、候補者の氏名の上に顔写真を附す、投票用紙に候補者の名前を書くのではなく候補者を選択肢から選びチェックするといった方法で投票できるようにすることなども、合理的配慮として考えられる。このような選挙システムの改善は、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって分かりやすくなるための配慮となるだろう。

### 3. 研究の有効性と今後の課題

今回の調査では、T県の発達障害児等親の会に所属する知的障害もしくは発達障害のある成人というかなり限定された者を対象者として選んだため、知的障害・発達障害者全体の実情を反映した結果とは言いがたい。しかしこれまで知的障害・発達障害者の選挙に関する調査はあまり報告されていないため、今回の研究は知的障害・発達障害者の選挙教育を充実させていくための一助になると考える。今後は、データの数を増やすことと、より制限のない対象者に調査を行うことにより、知的障害・発達障害者の全体の実態を把握することが求められる。

### 附 記

本研究は、平成28年度学部長裁量経費を受けておこなわれた。

### 謝 辞

本調査に快く協力してくださったT県発達障害者等

親の会の皆様に感謝申し上げます。

### 文 献

- 栗林睦美・松原健・松原香織・和田充紀・水内豊和（印刷中）知的障害特別支援学校高等部における主権者教育についての一試案—「そうだ、選挙に行こう！」の実践から—。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要，11，頁数未定。
- 鯉淵美樹（2006）選挙について知ろう！—高等部生徒会長役員選挙の取り組みを通して—。特別支援教育研究，585，46-53。
- 文部科学省（2016）主権者教育実施状況調査について。  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377\\_02\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/06/14/1372377_02_1.pdf)  
 （最終確認日2016年8月29日）
- 総務省（2011）常時啓発事業のあり方等研究会。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000121029.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000121029.pdf)  
 （最終確認日2016年8月30日）
- 和田充紀・水内豊和（印刷中）知的障害特別支援学校における主権者教育に関する現状と課題—全国国立大学附属特別支援学校を対象とした質問紙調査から—。富山大学人間発達科学研究実践総合センター紀要，11，頁数未定。

（2016年8月31日受付）

（2016年10月5日受理）